

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和2年4月
飯山市

目次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
1 飯山市農業の概要	1
（1）飯山市農業の歴史と概要	1
（2）飯山市農業の現状と課題	1
2 飯山市における地域営農の基本的方向性	1
（1）地域営農の基本的方向性	1
（2）認定農業者等担い手育成支援	2
（3）水田を中心とした土地利用型農業の確立対策	3
（4）中山間地農業の振興方策	3
（5）遊休農地の発生防止方策	3
3 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保	3
（1）飯山市農業の経営の指標	3
（2）農村型男女共同参画社会の構築	3
（3）農業経営改善計画の認定に関する事項	4
4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	4
（1）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標	4
（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標	4
（3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組	5
5 主要農産物等の生産方針	5
（1）主要な品目・分野についての生産方針	5
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農 の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	10
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標そ の他農用地の利用関係の改善に関する事項	12
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	12
2 農用地の利用関係の改善に関する事項	12
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	14
1 農地中間管理事業	14
2 利用権設定等促進事業	15
3 農用地利用改善事業	20
4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	23
5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	23
第5 その他	24
別紙1（第4の1（1）⑤関係）	24
別紙2（第4の1（2）関係）	26

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 飯山市農業の概要

(1) 飯山市農業の歴史と概要

飯山市は長野県最北端に位置し、日本有数の豪雪地帯として知られている。飯山市の農業は豪雪地ゆえ、古くから水稲単作を主体に発展してきた。近年は、施設栽培による菌茸の生産、畑作におけるグリーンアスパラガスの生産に支えられ、農業産出額約75億円(平成26年実績)のうち栽培菌茸、米、アスパラガスの順で、47%、21%、18%の比率となっており、全体の86%を占めている。また、昭和30年代前半、スキー観光の受皿として全国に先駆けて始められた農家民宿は営農形態の一つとして発展してきたが、近年のスキー客の落ち込みとともに年間を通じて経済活動を展開できるグリーンツーリズム(アグリツーリズム)へと形態を変えている。

上位3品目定着の裏にはそれぞれ興味深い歴史がある。水稲にあつては、昭和29年、長野県農林技官であった(故)松田順次氏(大町市出身)が、当地域の雪害試験地で箱式室内育苗法を初めて考案し、育苗作業の効率化、積雪寒冷地での田植え作業の早期化並びに収穫量の増大に寄与した。さらにこの技術が後の田植機開発の根幹的技術として応用され、日本の水田農業に大きく貢献したことは、地域の誇りとして今も語り継がれている。

栽培菌茸にあつては、昭和30年代以降、雪国での冬期間の経済基盤確立を目指した先駆的農業者らによって導入され、現在では飯山市農業の約半分を占める基幹品目にまで成長し、一大産地として発展してきた。

アスパラガスにおいては、平成2年産より、農業統計実施最終年である18年までは生産量日本一であることを確認でき、残雪による成長抑制、一転しての春先融雪、気温上昇という雪国特有の春気象の好条件に恵まれて、生産量はもとより、味、品質共に定評あるブランド品として市場より高い評価を受けている。

(2) 飯山市農業の現状と課題

農業従事者の高齢化や後継者不足による販売農家戸数の減少、米価格の漸減や野菜の産地間競争の激化、大手企業参入や生産過剰による菌茸の価格低迷など、飯山市の農業産出額は平成3年の約160億円をピークに減少が続いている。このような状況の中、新たな品目の導入や集落営農の組織化など地域農業の再生に向けた取り組みも始まっている。木島地区、常盤地区、国営開発農地等で栽培面積が伸びているズッキーニなどの新規作物の導入等、積極的な取り組みがなされ、日本有数の産地になりつつある。

農家の高齢化や後継者不足等諸問題を地域ぐるみで考え、地域を一つの農場として農業を行う集落営農が検討されており、平成14年には柳原地区において100ha規模の営農組合が立ち上がり、特定農業団体の認定も受けたのをはじめ、20年には外様地区、22年には秋津地区蓮でも同様の組織が設立され、現在はいずれも法人格を取得した。地域ぐるみ型集落営農組織として全国的に注目を集め、担い手・集落営農組織による効率的農業の実現に向けて検討が重ねられている。

近年は消費者の食品に対する安全性への関心が高まるなかで、環境と調和のとれた農業生産活動規範や農薬のポジティブリスト制度、農産物のトレーサビリティ(生産履歴)制度などを遵守し、農産物の安全性や品質、産地ブランド等の保証に地域をあげて取り組まなければ、産地として生き残れない時代となった。

今後においても、価格や品質において海外や国内の産地間競争にうち勝つため、基幹作物のより一層のコスト低減と品質の向上、安心・安全な農産物の生産、高付加価値化を図り、新規作物の生産、加工販売等について、地域をあげて取り組む必要がある。

2 飯山市における地域営農の基本的方向性

(1) 地域営農の基本的方向性

これまでの伝統的な営農形態も、農業従事者の高齢化・兼業化、後継者不足により、農業ばかりでなく集落地域の機能維持も危ぶまれている。担い手、兼業農家、高齢農家さらには農外の住民も含め、持てる能力を互いに補完しあい、地域として継続的な農業生産、農地の保全、農村集落の維持を可能とするシステムを早急に構築しなければならない。この地域営農システムの構築には、「飯山市農業再生協議会」や関係機関がより一層の連携を図り推進する。

「飯山市農業再生協議会」は水田農業推進協議会の後身として平成 23 年 6 月に設立され、その後、飯山市農業経営改善支援センター（担い手育成支援協議会）、飯山市耕作放棄地対策協議会及び飯山市農業センターが同協議会に統合され、現在に至っている。戦略作物の生産振興をはじめ、その作物を生産する担い手の問題、農地の問題を合わせて議論し、関係者が一丸となって飯山市農業の方向付けを行おうとするものである。

地域農業を担う経営体には、家族農業を主体とした個別経営体、1 戸法人、複数戸法人、さらには集落営農組織や集落法人、受託組織など様々な形態や組み合わせが考えられる。飯山市農業再生協議会の基本的姿勢は、その組み合わせを強要するものではなく、地域特性を踏まえた様々な組み合わせを関係者自らによって選択してもらい、枠組みや組織化をサポートし、その経営の効率化や法人化等を支援しようというものである。

そうした枠組みを考えるうえで最も重要となるのは、集落や地区さらには地域において、中心的な役割を果たす担い手農家の育成や集落営農組織の組織化であり、それらの営農範囲を含む一定地域での農用地利用集積活動をコーディネートする団体等の組織化である。その前線基地として、飯山市農業再生協議会地区農業再生センターを、飯山市及び農業協同組合の支所に置き、集中的な取り組みを展開する。

また、地域の合意に基づき作成される「人・農地プラン」等により明確化された担い手経営体（中心経営体）と兼業・高齢農家などが相互の営農を補完し合い、持続的な農業生産を可能とする仕組みづくりを通じて、農地利用の効率化・高度化による力強い農業構造を構築する。

(2) 認定農業者等担い手育成支援

飯山市においては農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画（以下「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）の終期到来者のうち、経営悪化や高齢化等のため更新しない認定農業者が相当数発生しており、平成 17 年当初をピークに飯山市の認定農業者数は減少傾向にある。

地域農業の牽引役として社会的責任をもった担い手の存在が求められており、飯山市においては、担い手＝認定新規就農者、認定農業者及び集落営農組織と位置づけ、「飯山市農業再生協議会」が中心となり、関係機関と連携を図りつつ、担い手の育成確保を推進するとともに、担い手に対して集中的な支援を展開する。

平成 6 年に認定農業者制度が創設されて以来、認定農業者の支援措置は近年様々に講じられてきた。飯山市においては平成 14 年から旧飯山市農業センター（現在の飯山市農業再生協議会）により認定農業者の農繁期における労働力の補完と非農家の農業体験を目的として「てんだい倶楽部」を立ち上げ、認定農業者に対して短期農業ヘルパーの派遣を行っている。

認定農業者制度の普及啓発や各種研修等経営改善のための施策をさらに充実させるとともに、新たな認定農業者の掘り起こしや、次の認定農業者たる新規就農者に対する支援についても一層の充実を図る。また、更なる農地の流動化・利用集積を図り、担い手の農業経営のもっとも基礎となる農地の利用権設定等を推進

する。

今後、定年帰農者の受け入れや集落営農組織への参画誘導など、高度成長期を支えた世代がもつ経験や労働力の農業関連分野への取り込みを推進する。

(3) 水田を中心とした土地利用型農業の確立対策

加工用米の生産等も含め需給バランスのとれた水稻生産を図る一方、水稻作については地区集落の特性を踏まえ、担い手や受託組織への利用集積、集落営農の組織化等、地域の農業経営構造の転換を積極的に進めるものとする。

(4) 中山間地農業の振興方策

中山間地域を多く抱える飯山市では、農業就業人口の高齢化及び減少に伴い、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地が近年増加傾向にあり、一部遊休農地化している。平成 12 年度より実施されている「中山間地域等直接支払制度」を活用した集落協定による農地等の維持管理に関わる活動は、棚田保全や伝統的日本の田園風景の保全などといった地域特性を活かした農村資源活用型農業の展開に一応の成果を上げてきた。

飯山市の中山間地域では全般的に、育成すべき認定農業者等担い手の確保が困難な場合が多く見受けられ、地域農業を担う認定農業者の育成や集落営農の検討が急務である。本制度については、中山間地農業の自立的かつ継続的な農業生産活動体制の強化を図るため、協定地区内において地域の農地の相当部分を担う農業者（認定農業者）や集落営農組織の育成等についての支援が位置づけられている。今後も地域や集落の話し合いを通じ、中山間地域の農業経営の経営戦略の一つとして支援するものとする。

(5) 遊休農地の発生防止方策

近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、担い手への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

3 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

(1) 飯山市農業の経営の指標

具体的な経営の指針は、飯山市及び周辺市町村において現に成立している優良な経営事例と長野県が策定した基本方針、農業協同組合の中期計画を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得、年間労働時間の水準を実現できる程度をその目標とし、その具体的数値は下記のとおりとする。

これは近年の農業を取り巻く経済情勢を考慮し、飯山市はこれらの経営が市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指すものとする。

目標項目	目 標 値 (概ね 10 年後)
年間農業所得	概ね 4 2 0 万円程度（主たる農業従事者一人あたり）
年間労働時間	2, 0 0 0 時間程度（主たる農業従事者一人あたり）

(2) 農村型男女共同参画社会の構築

平成 11 年度「男女共同参画社会基本法」、「農山漁村男女共同参画推進指針」等が策定され、農業分野

における男女共同参画の指針が明らかにされ、農村社会の「個」の確立の重要性が示された。個人の努力ではなかなか困難とされる農村社会の固定的な役割分担意識の変革、女性の社会参画目標、女性や夫婦の合意形成の場への参画、家庭や経営体の内部意識変革を目的とする「家族経営協定」の普及等が示された。

飯山市においては、従来から女性団体の活動が盛んで、学習活動も活発に行われており、県の女性農業セミナーなどへの参加も多い。こうした女性たちや農村生活マイスター認定者が中心となり、平成 10 年に「飯山市農村女性団体連絡協議会」が組織され、その翌年には、農業委員会や JA 女性部が中心となり、「いいやま農村女性夢プラン」が策定された。

地産地消への取り組みとして、市内全小学校の給食の野菜の提供、農産物加工や朝市、郷土食の研究等、近年女性農業者の活躍がめざましい。平成 17 年には女性が中心となって「信州いいやま 食の風土記」が刊行された。飯山で伝統的に受け継がれた食文化が再認識され、現在その普及が図られている。

農業は男女共同参画が他の分野よりも進んでいて、実態的に農作業などが男女共同でよく行われ、自己裁量の範囲も大きく、男女共同参画社会を実現しやすい環境にあると言われている。今後ますます兼業化や集落営農の組織化が進めば、女性農業者が主たる農業経営者として自己経営や集落営農、その検討の場に参画する機会も増えてくる。さらに、食育教育や地産地消、郷土食の伝承、安心安全な農産物の生産等、地域の農村文化を支え発展させるためには、男女だけでなく高齢者も子供も、農家も非農家も関係なくすべての住民が何らかのかたちで農業へ参画できる環境を更に充実させる必要がある。

(3) 農業経営改善計画の認定に関する事項

市は農業経営体から農業経営改善計画が提出された時は、その内容を検討し、基本構想に適合した内容であると認められる時は、その計画を認定し経営体を認定農業者とする。専門の見地から計画内容を審査する機関として飯山市農業再生協議会の機能を活用し、市は同協議会に対し、提出された計画の審査を諮問するものとする。市は、認定農業者に対し、関係機関と連携して、各種の施策を通じ、認定農業者の経営改善計画を積極的に支援するものとする。これらの支援として、国県の補助施策や融資等における優遇措置に加え、営農指導、研修会の開催、各種農業情報の提供等を行うこととする。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

新規就農の状況については、平成 30 年度の新規就農者数（雇用就農者又は親元就農者を除く、45 歳未満、推計）は 2 人であるが、支援制度の充実により親元就農者が 4 人となった。今後も農業後継者の経営継承及び親元就農者を含めた新規参入者の就農を促進する。

また、円滑な就農に向け、関係機関が連携して就農後の早期の経営安定と経営力向上を支援する取り組みを進める。

目標項目	目標値（概ね 10 年後）
新規就農者数	50 人（親元就農を含む）

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得概ね 250 万円程度）を目標とする。

また、豪雪地域である当市の特性を活かし、新規就農当初は農閑期のスキー産業等と連携した経営形態を取り入れることを視野に入れ、安定した所得の確保を図る。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

新たに就農しようとする青年等に対する支援施策及び農用地等の関係情報の収集と提供を円滑に行い、新規就農者の確保を推進する。

5 主要農産物等の生産方針

(1) 主要な品目・分野についての生産方針

①水稲

農地の利用権設定や作業受委託等により、効率的かつ安定的な経営体への農地の利用集積を調整し、大規模経営による生産コストの低減を図る。また、密苗など低コスト栽培技術の導入・普及により、農作業の省力化と合理化を図る。

上記によりがたい場合は、集落や旧町村を単位として、地域の水田の大部分を担うような集落営農の組織化を推進する。一元経理のもと農作業機械の整理合理化や農作業の平準化、資材の一括購入等により、一層の経費の節減を図りつつ、安心・安全で品質の高い売れる米づくりを推進する。

②野菜

アスパラガス、キュウリ、ズッキーニについては、市場からも高い評価を得る産地を形成している。特に基幹作物であるアスパラガスは、作付面積、生産量ともに日本有数の産地となっている。しかし、生産者の高齢化、立枯病及び茎枯病の発生、産地間競争の激化などで生産量・生産額ともに減少傾向にある。そこで産地を維持するため、市とJAが連携してアスパラガスやキュウリの苗に対する補助事業に取り組んでいる。

今後も、消費者から信頼される安心・安全な産地として振興に取り組み、また、主要野菜3品目に続く新たな品目開発について、地域を挙げて取り組みを推進する。

③きのこ

飯山市の農業産出額の50%以上を占めていた基幹品目であったが、企業参入や生産過剰等による価格低迷など、菌茸栽培を取巻く環境は大変厳しい状況である。

なかなか価格上昇が見込めないなかで、生産コストの削減や安心・安全の産地として消費者に信頼される菌茸栽培を地域一丸となって推進する。

④花き

飯山市の花き栽培はキク、ユリ、シヤクヤク等の生産が振興され、花き栽培の先進地として地盤を築いてきた。近年では、これらに加えソリダゴ、ヒペリカム、ワレモコウ等の新品種も栽培され、農業後継者も育ちつつある。

今後は、消費者の動向に応じた栽培計画と品質向上、新品種の導入を図り、新規生産者を開拓しながら、生産振興を図る。

⑤畜産

近年、BSE問題や鳥インフルエンザ、口蹄疫、遺伝子組み替え作物と輸入飼料の問題、トレーサビリティ（生産履歴）制度など、畜産を巡る状況も厳しくなっている。このような状況の中でも、「北信州みゆきポーク」はその品質の高さとおいしきでブランドとして定着した。

これまで以上に飼養管理技術の徹底・改善、生産履歴を核とした生産体制の確立と意識改革が求められており、今後においてもこれらを推進し、計画生産と安定経営を実現する。

⑥国営開発農地での畑作

約260haの集約化された畑地は、集団農地として魅力的であり、可能性を秘めた一帯である。大規模経営体への集約、農地利用集積を図ることにより効率的な農業経営が可能と考えられる。また、標高の高低差を活かし様々な営農の展開が考えられ、収益性の高い作物栽培について研究を継続する。

なお、国営開発農地のあるべくら高原には体験交流施設「森の家」があり、都市住民との交流・体験の場として一層の利用を図る。

⑦利雪農業

雪を活かした農業の振興は、出荷調整、高品質化、土壌浄化による安全農産物、といったほかでは真似のできない自然からの贈り物であり、これまでも国営農地等一部で雪下にんじん（スノーキャロット）が栽培されているところであるが、市全域ではあまり普及や定着してきていないのが現状である。

しかしながら、「豪雪地」の地域特性を活かした、安定的な生産活動が可能な「利雪農業」となるよう、今後も農業者と協力して確立を図るよう研究を継続する。

⑧有機農法・無農薬・減農薬

消費者の健康志向や残留農薬の問題等、食品に対する安全性への消費者の関心の高まりから、農産物の安全性・品質の向上、産地ブランドの保証に地域をあげて取り組まなければ産地として消費者から支持されない時代が来ようとしている。

農薬のポジティブリスト制度及びトレーサビリティ（生産履歴）制度等の遵守、GAP手法（農業生産工程管理手法）導入による、消費者に信頼される安心・安全な農産物の生産へ取り組み、今後は更に減農薬栽培や無農薬栽培、有機栽培など環境保全型農業への発展も推進し、産地ブランド力の強化を図る。また、農業関連農産物認証制度等の活用とエコファーマー等の認定取得を支援する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に飯山市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、飯山市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模 ha	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 (個人) (状況に応じて他 品目等との複合経 営が望ましい)	移植 13.5	育苗施設、乗用トラクター、側条施肥 田植機、動力散粒機、自脱型コン バイン 等	各事業年度 の記帳に基 づいた経営 改善計画を 自ら作成す る。 財務管理等 は、パソコ ン等により 効率的に実 施し、青色 申告を行 う。 家計部門と の明確な分 離を行う。 組織経営体 では、専任 の経理担当 者をおくと ともに、法 人への移行 を行う。	給料制、週 休制の導入 により、従 事者の経済 及び労働の ゆとりを確 保する。 畜産では、 ヘルパー制 を利用し休 日を確保す るように努 める。 農繁期で は、地域内 の補助労働 力の活用 を図る。 経営者、従 事者の社会 保険や年金 等への加入 を図り、福 利厚生を増 進させる。 農作業の機 械化を一層
野菜	アスパラガス (長期) 露地 1.3	乗用トラクター、自走式スプレー、選別 機 等		
	ズッキーニ (春・秋) 延 2.6 1.3ha を春と秋に作付	育苗ハウス、乗用トラクター、畝立てマル チャー、ブームスプレー 等		
	キュウリ (夏秋) 露地 0.3	乗用トラクター、動力噴霧機、管理機 等		
菌茸 (状況に応じて他 品目等との複合経 営が望ましい)	アスパラガス (長期) 露地 1.1 ジュース用トマト 0.5	乗用トラクター、定植機、自走式スプ レー、選別機 等		
	えのきたけ (周年) 250 万本 (50 万本×5 回転)	栽培舎、作業場、栽培舎空調設 備、ミキサー、詰め機、高圧殺菌回 転)釜、自動接種機、菌掻き機、 熱交換器一式、加湿器、包装機、 ふるい機、チェーンコンベア、掻き出し 機、フォークリフト、ホイローダー 等		
	ぶなしめじ (周年) 55 万本 (22 万本×2.5 回転)			
なめこ (周年) 18 万本 (6 万本×3 回転)				
畜産	養豚(一貫) 繁殖雌 60 頭	繁殖豚舎、肥育豚舎、堆肥舎、飼 料タンク、給餌機、フロントローダー 等		
	酪農(飼料購入型) 経産牛 20 頭	畜舎、育成舎、堆肥舎、飼料タンク、 フロントローダー、バルクローラー 等		
	肉牛(肉牛専用種) 年出荷 65 頭	畜舎、育成舎、堆肥舎、飼料タンク、 粗飼料庫、フロントローダー 等		

	採卵鶏 13,000羽	育成舎、成鶏舎、鶏糞乾燥場、飼料タンク、給餌機、自動集卵機、フロントローダー等		進め、省力化軽度化を図る。
花き	ヒペリカム 露地 0.6 シャクヤク 露地 0.5	乗用トラクター、動力噴霧機、管理機等		
	リンドウ 露地 0.6	乗用トラクター、防除機、畔立て機、フラワーバンダー等		
	コギク 露地 0.9	乗用トラクター、防除機、フラワーバンダー等		
水稻 + 野菜又は花き	水稻 7.5 アスパラガス（長期） 露地 0.6	乗用トラクター、自走式スプレヤー、選別機、育苗施設、側条施肥田植機、動力散粒機、自脱型コンバイン等		
	水稻 3 きゅうり（夏秋） 露地 0.2	乗用トラクター、動力噴霧器、管理機、育苗施設、側条施肥田植機、動力散粒機、自脱型コンバイン等		
	水稻 5 水稻（作業受託） 5 ヒペリカム 0.5	乗用トラクター、防除機、畦立てマルチャー、育苗施設、側条施肥田植機、動力散粒機、自脱型コンバイン、動力噴霧機、管理機等		
菌茸 + 野菜	えのき茸（周年） 100万本 （20万本×5回転） きゅうり（夏秋） 0.2	エノキタケ栽培設備一式、乗用トラクター、動力噴霧機、管理機等		
農家民宿	農家民宿 水稻 1.0 野菜 1.0	乗用トラクター、田植機、管理機、自脱型コンバイン等 農業・自然体験の提供、地域食材を使用した郷土食提供等		

[組織経営体]

営農類型	経営規模 ha	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 （組織経営体） （状況に応じて他 品目等との複合経	移植 20	育苗施設、乗用トラクター、側条施肥田植機、コーティングマシン、動力散粒機、自脱型コンバイン等	各事業年度の記帳に基づいた経営改善計画を	給料制、週休制の導入により、従事者の経済

営が望ましい)		乾燥・調整は、JA カントリーエレベーターを利用又はミニライスセンターを装備し独自販売	自ら作成する。	及び労働のゆとりを確保する。
水稻 (集落型 50ha) (状況に応じて他品目等との複合経営が望ましい)	移植 50	農作業の機械化を一層進め、省力化軽度化を図る。	財務管理等は、パソコン等により効率的に実施し、青色申告を行う。	農繁期では、地域内の補助労働力の活用を図る。
水稻 (集落型 100ha) (状況に応じて他品目等との複合経営が望ましい)	移植 100			
オペレーター型 集落営農	水稻 30ha (移植) 小麦 10ha	乗用トラクター 側条施肥田植機 自脱型コンバイン 等	組織経営体では、専任の経理担当者をおくとともに、法人への移行を行う。	経営者、従事者の社会保険や年金等への加入を図り、福利厚生を増進させる。

備考) 上記営農類型による場合の他、下記により第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営を目指すものとする。

- 1 農業所得に加え、適宜、補完的に冬季のスキー産業等異業種との異種目複合経営
- 2 集落営農や農事組合法人等の組織経営体に参加し、自己経営に加え組織経営体のオペレーター等として農業に取り組み、自己経営と組織経営体からの所得による複合経営

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作物別に整理した主要技術事項に基づいて進める。

(2) 経営管理の方法

経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図る。また、栽培技術の向上等による生産性の向上を始め、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進する。

(3) 農業従事の態様等

経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの年間総労働時間（1,900～2,100時間）の実現を目指す。

また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、法人等就業5年後に、その農業法人等の業務の一定の役割を担い、就業時の農業従事日数は、年間150日以上とする。

2 農業経営指標（新規就農計画）

NO	営農類型	面積規模	品目構成	労働力		年間所得
				基幹	補助	1人
1	野菜(ズッキーニ(春・秋)+きゅうり)	50a	ズッキーニ(春・秋)40a きゅうり 10a	1.0	1.0	2,500
2	花き(シャクヤク+小菊)	60a	シャクヤク 30a 小菊 30a	1.0	1.0	2,500
3	花き(シャクヤク)+ズッキーニ(春・秋)+きゅうり	50a	シャクヤク 20a ズッキーニ(春・秋)20a きゅうり 10a	1.0	1.0	2,500
4	花き(シャクヤク+りんどう) ズッキーニ(春・秋)	60a	シャクヤク 20a りんどう 20a ズッキーニ(春・秋)20a	1.0	1.0	2,500
5	野菜(アスパラガス(露地・長期作型)+ズッキーニ(春・秋))+スイートコーン	80a	アスパラガス(露地・長期作型)40a ズッキーニ(春・秋)30a スイートコーン 10a	1.0	1.0	1,800 (+農外所得 700)
6	花き(シャクヤク+ヒペリカム+ソリダゴ)	45a	シャクヤク 15a ヒペリカム 15a ソリダゴ 15a	1.0	1.0	1,800 (+農外所得 700)
7	花き(シャクヤク+オミナエシ+りんどう)	50a	シャクヤク 20a オミナエシ 20a りんどう 10a	1.0	1.0	1,800 (+農外所得 700)
を 開 始 す る 者 の 誘 導 方 向	新規参入者・親とは別部門で経営	<p>新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努める。</p> <p>1 施設・機械等投資の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保するとともに、中古資材・中古機械の購入や経営撤退者からの施設・機械・家畜を譲り受けることが望ましい。 融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮する。 <p>2 経営管理及び生産技術</p> <p>経営発展の方向性は、第1の2の(1)に準ずるが、就農前の研修等で取得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導する。</p>				

(注) 農外所得とは、補完的な冬季のスキー産業等の異業種によるものである。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が、地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標 (目標年は令和10年とする)	備考
45% (面積換算 1,508 ha) (耕地面積 3,350 ha に対するパーセンテージ)	150経営体 並びに 10集落営農組織
畦畔を含む耕地面積 (田+畑) 3,350 ha 内訳 (田) 1,840 ha 内訳 (畑) 1,510 ha (出典根拠：農林業市町村別データ 平成30年度版)	上記は育成すべき経営体目標数であること。 (目標年：R10)

(2) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業の実施により、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用(基幹的農作業(水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれに準ずる作業)を3作業以上実施している農作業受託の面積も含む)面積のシェアの目標である。

2 目標年次は概ね10年先とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

飯山市の平坦部においては、水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、飯山市の山間部では、後継者問題・高齢化問題が深刻で担い手育成・集落営農の検討が進んでいない状況である。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が

出てくることが予想される。

このため、担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進することとする。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

ア 水稻を中心とした土地利用型農業が行われている平坦部（木島・常盤地区等）では、「経営体の育成」と「農用地利用調整」に取り組み、生産性の高い集約型農業を目指す。

イ 中山間地域では、集落営農組織を中心に担い手の確保を推進するとともに棚田保全や伝統的日本の田園風景の保全などといった地域特性を活かした農村資源活用型農業に取り組んでいく。

ウ 各地区の「人・農地プラン」に基づき、担い手経営体（中心経営体）への農地集積・集約を促進する。その際、農地中間管理機構を有効に活用するものとする。

（3） 関係団体等との連携体制

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体が有する農地の情報の共有化に努めるとともに、飯山市農業再生協議会を中心に、関係機関・団体の相互の連携と役割分担の下、地域の農用地の利用集積の対象者を明確化し、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえて、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。

その際、飯山市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の関係者の合意形成を図りつつ、毎年度の利用集積の状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、飯山市農業再生協議会において、関係機関が連携して、利用集積対象者との間の協議・調整や情報の共有化、支援施策の円滑な実施等を図る。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

飯山市は、長野県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の推進方針に定められた方向に即しつつ、飯山市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

飯山市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 農地中間管理事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部の地区（例えば木島地区、常盤地区等）においては、利用条件の整った優良農地を効率的に活用し、生産性の高い集約型農業が展開できるよう条件整備をするものとする。

平坦部の優良農地であっても、後継者や担い手の不在などにより、地区外からの入作が増加していたり、利用集積は進んでいるものの経営農地が点在しているなど、効率的な経営に支障が生じている。また、用水管理等に不都合が生じかねない状況が生まれたりもしている。更に、担い手農家の規模拡大に伴い、日常の畦畔や用水管理等に手が回らない状況も生まれている。

それらを解消するため「経営体の育成」と「農用地利用調整」を柱とし、集落をあげて担い手の経営を補完するような取り組みも検討しなければならない。

イ 中山間地域（太田、瑞穂、岡山、富倉地区等）においては、平坦部に比べ全般的に担い手の育成や集落営農の検討が遅れており、今後も担い手等育成確保を推進する。

平成12年度より行われている「中山間地域等直接支払制度」を活用した集落協定による農地等の維持管理活動は、棚田保全や伝統的日本の田園風景の保全などといった地域特性を生かした農村資源活用型農業の展開に一応の成果を上げた。

平成17年度からは協定地区内において認定農業者や集落営農組織の育成等について本制度の要件が追加されており、今後も担い手等育成確保を推進する。また、アの場合と同様に必要に応じて農用地利用改善団体を再構築し、活動を活発化する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 農地中間管理事業

- (1) 飯山市は、県下一円を区域として農地中間管理事業を行う(公財)長野県農業開発公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 飯山市、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農地中

間管理事業を促進するため、農地中間管理機構（（公財）長野県農業開発公社）に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

2 利用権設定等促進事業

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利

用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 飯山市長への確約書の提出や飯山市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の処置

① 飯山市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成 24 年 5 月 31 日付 24 経管第 564 号）別紙 10 第 1 の 3 に基づき、様式第 7 号による開発事業計画の提出を求める。

② 飯山市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

① 飯山市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 飯山市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 飯山市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、飯山市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 飯山市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 飯山市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 飯山市は、(5)の②又は③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、飯山市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 飯山市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について飯山市長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

飯山市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

飯山市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は、(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を飯山市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

飯山市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

飯山市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農業委員会への報告

飯山市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告(規則第16条の2)があった場合は、その写しを飯山市農業委員会に提出するものとする。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 飯山市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う

耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 飯山市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
- ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 飯山市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を飯山市の掲示板への掲示その他所定の手段により公告する。
- ④ 飯山市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。
- ⑤ 飯山市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。飯山市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、(公財)長野県農業開発公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

飯山市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を飯山市に提出して、農用地利用規程について飯山市の認定を受けることができる。

② 飯山市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 飯山市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を飯山市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 飯山市は、②に規定する事項が定められている特定農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、特定農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分（特定農業法人については過半、特定農業団体については2/3以上）について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勸奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 飯山市は、農用地利用改善団体（（５）の①の市町村の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。）が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 飯山市は、農用地利用改善団体又は農用地利用改善団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（（公財）長野県農業開発公社）、農地集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、飯山市農業再生協議会と連携を図

りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な協力・支援が行われるように努める。

(9) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

県農業開発公社や農業関係団体との連携を図るとともに、事業制度の普及・啓発、農地流動化情報の把握・提供に努め、農地中間管理事業の推進を図るものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事業

飯山市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に今後も取り組み、家族経営協定や休日制の推進、ヘルパー組織「てんだい倶楽部」や新たな高齢者・非農家等の労働力の活用システムについても検討する。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事業

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

飯山市は、1 から 6 まで掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 飯山市は、経営構造対策事業、中山間地域農業直接支払事業、中山間地域総合整備事業、その他構造改善関係事業並びに土地改良関係事業、その他関連事業等による農業生産基盤整備の促進、農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていくうえでの条件整備を図る。

イ 飯山市は、各種事業を推進し、優れた農業経営体の育成を図る。

ウ 飯山市は、水田フル活用ビジョンの実現に向けた取り組みによって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

エ 飯山市は、農村の生活環境を快適なものにするため、その改善を図るための事業の推進を図り、定住条件の整備を通じ、農業の担い手の確保に努める。

オ 飯山市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

飯山市は、飯山市の職員、農業委員会、農業農村支援センター等の職員、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、飯山市農業再生協議会のもと相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、飯山市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成 6 年 1 2 月 2 8 日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 1 0 年 1 2 月 3 日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 1 4 年 1 月 2 3 日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 1 8 年 8 月 3 0 日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成 1 9 年 3 月 3 0 日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成 2 2 年 5 月 3 1 日から施行する。
- 7 この基本構想は、平成 2 6 年 9 月 3 0 日から施行する。
- 8 この基本構想は、平成 2 9 年 3 月 2 9 日から施行する。
- 9 この基本構想は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別紙1（第4の1（1）⑤関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項
- 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることを認められること。

(3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融資法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることを認められること。

別紙 2 (第 4 の 1 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上利用を目的とする貸借権又は使用賃貸による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準
<p>1. 存続期間は 3 年 (農業者年金制度関連の場合または、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3 年とすることが相当でないとして認められる場合には、3 年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 存続期間は、移転される利用権の存続期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が該当利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、第 5 2 条の規定により農業委員会が提供する地域の実情を踏まえた貸借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件などを勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草牧草地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の支払等の定めは、農業委員会が定める農地法第 2 1 条第 1 項ただし書の承認基準に適合するものでなければならないものとする。</p>

③借賃の支払い方法	④有益費の償還
<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外の物で定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
I の①に同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。</p>

③借賃の支払い方法	④有益費の償還
I の③に同じ。	I の④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
I の①に同じ。	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1 の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械費の償却費、事務管理費などのほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>

③借賃の支払い方法	④有益費の償還
I の③に同じ。	I の④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）</p> <p>その価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>

③借賃の支払い方法	④有益費の償還
<p>Iの③に同じ。この場合において1の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	<p>Iの④に同じ。</p>

所有権移転の時期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに対価の全部の支払い、が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>